



● 障害福祉サービス

障害者総合支援法に規定されているサービスで、サービスの利用意向、社会活動や介護者、居住等の状況などを踏まえ、必要となるサービスを利用します。

「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際の手続きが異なります。

障害福祉サービスを利用する際には、「サービス等利用計画」が必要です。

※介護保険の対象者は原則、介護保険サービスを優先して利用することになります。

1 対象者

国が指定する難病等※に該当する方。

※障害者総合支援法の対象となる376疾病（31頁）

2 対象となるサービスの種類

給付種別	サービスの種類	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 同行援護 重度障害者等包括支援 療養介護 施設入所支援	重度訪問介護 行動援護 短期入所（ショートステイ） 生活介護
訓練等給付	自立訓練 就労継続支援 自立生活援助	就労選択支援（令和7年10月開始予定） 就労移行支援 就労定着支援 共同生活援助（グループホーム）

3 サービス利用の流れ

① 相談・申請

窓口：お住まいの区の区役所高齢者・障害者相談コーナー

必要書類：特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知など疾病がわかる書類。無い場合は、診断書が必要となる場合があります。

② 認定調査

調査員が申請者のところへお伺いし、心身の状況について調査を行います。

③ 障害支援区分の認定

認定調査の結果と医師意見書から、支援の必要性を6段階で区分します。

④ サービス等利用計画案の作成

利用者は、特定相談支援事業者に作成を依頼し、窓口提出します。

⑤ 支給決定

区役所で、利用者本人の心身の状況（障害支援区分等）、サービスの利用意向、社会活動や介護者、居住等の状況、訓練・就労に関する評価を把握し、サービス等利用計画案を参考に支給決定を行います。

⑥ 障害福祉サービス受給者証の交付

利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、負担上限月額が決定され、受給者証が発行されます。

⑦ サービス利用開始

4 窓口

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 補装具費（購入、借受け又は修理）の支給

障害を補うために必要と認められた補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給します。所得に応じて負担上限月額が設定されます。なお、一定所得以上の場合は、支給対象外となります。

対象者

身体障害者手帳を持っている方、又は以下の①②の要件全てに該当する方

- ① 障害者総合支援法の対象疾病患者（376疾病）
- ② 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって診断されている方

窓口

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

補装具費の支給を受けられる方	種目
視覚障害のある方	・視覚障害者安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴覚障害のある方	・補聴器 ・人工内耳（修理のみ）
肢体不自由のある方 ただし、※は18歳未満の方	・義肢（義手、義足） ・装具 ・車椅子 ・歩行器 ・電動車椅子 ・歩行補助つえ（1本つえを除く） ・姿勢保持装置 ・車載用姿勢保持装置 ※起立保持具 ※排便補助具
音声・言語機能障害と肢体不自由が重複している方	・重度障害者用意思伝達装置
障害者総合支援法の対象疾病（376疾病）の方	上記の補装具について、申請書等に基づき、個別に支給の判断を行う。

※介護保険が優先的に適用される種目

- ①車椅子（電動車椅子を含む） ②歩行器 ③歩行補助つえ
- ①②③とも、介護保険が適用される標準的な既製品の場合に限ります。

● 日常生活用具の給付

日常生活の便宜をはかるため、在宅の障害のある方に各種の用具を給付します。なお、用具ごとに対象者の要件があります。

日常生活用具の給付には事前の申請が必要です。所得に応じて負担上限月額が設定されます。なお、一定所得以上の場合は給付対象外となります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

難病患者を対象とする日常生活用具

用具	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、エアーマット、特殊尿器 体位変換器、移動用リフト
自立生活支援用具	便器、入浴補助用具、つえ（T字状・棒状） 移動・移乗支援用具、特殊便器、自動消火器
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
居宅生活動作補助用具	住宅改造助成

※介護保険対象者に給付できない用具（介護保険の要支援及び要介護の認定を持っている人は、以下の用具は介護保険から給付が受けられる場合があります。）

- ①特殊寝台 ②特殊マット ③エアーマット ④特殊尿器 ⑤体位変換器
⑥移動用リフト ⑦便器 ⑧入浴補助用具 ⑨移動・移乗支援用具
⑩特殊便器（住宅改造で設置した場合のみ） ⑪住宅改造助成

● 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの在宅のお子さんに対し、日常生活の便宜を図るため、車椅子や特殊ベッド等の日常生活用具を給付します。なお、用具ごとに対象者の要件があります。また、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方等は、障害福祉制度が優先します。

窓口 各区役所 子ども・家庭相談係（裏表紙の代表番号におかけください）

● 小児慢性特定疾病児童等レスパイト入院事業

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのお子さんの介護者が休息（レスパイト）を必要とする時に、そのお子さんが一時的に入院できる病院を確保します。なお、対象となるお子さんは、在宅で人工呼吸器を使用されている等の医療的ケアを必要とするお子さんに限ります。

窓口 各区役所 子ども・家庭相談係（裏表紙の代表番号におかけください）

● 介護保険

40歳以上の方は原則として介護保険の被保険者となり、介護や支援の必要に応じて、介護（予防）サービスを利用します。

介護保険には、自宅への訪問や日帰り通所などの在宅サービスと特別養護老人ホーム等へ入所する施設サービスがあります。

介護（予防）サービスを受けるためには、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。

※ 障害福祉サービスと共通する在宅介護サービスは、原則として介護保険からサービスが提供されます。

福
祉

	第1号被保険者（65歳以上）	第2号被保険者 （40歳から64歳までの医療保険加入者）
サービスが 利用できる方	①寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）の方 ②常時の介護までは必要ないが、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方	脳血管疾患など加齢に伴う16種類の特定疾病（※）により要介護状態や要支援状態となった方

※特定疾病（16疾病）

- ① がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） ② 関節リウマチ ③ 筋萎縮性側索硬化症 ④ 後縦靭帯骨化症 ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥ 初老期における認知症 ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧ 脊髄小脳変性症 ⑨ 脊柱管狭窄症 ⑩ 早老症 ⑪ 多系統萎縮症 ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬ 脳血管疾患 ⑭ 閉塞性動脈硬化症 ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

1 サービスの種類

在宅サービス	● 自宅を訪問するサービス ■ ホームヘルパーによる訪問介護 ■ 看護師などによる訪問看護 ■ リハビリ専門職による訪問リハビリテーション ■ 入浴チームによる訪問入浴介護 ■ 医師、歯科医師、薬剤師などによる居宅療養管理指導 ■ 日中・夜間を通じて、介護・看護サービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 日帰りで通うサービス ■ デイサービスセンターなどへの通所介護や介護老人保健施設などへの通所リハビリテーション ● 施設での短期入所（ショートステイ） ● 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修 など
施設サービス	● 特別養護老人ホームへの入所 ● 介護老人保健施設への入所 ● 介護医療院への入所 など

※要介護度等により利用できるサービスが異なります。

2 要介護・要支援認定の手続き

① 相談・申請

窓口：住民票のある区の区役所保健福祉課介護保険担当

必要書類：申請書、介護保険被保険者証（65歳以上の方には市から郵送されています）

※40歳から64歳の方は、医療保険加入状況の確認のため、「資格確認書」等の提出をお願いする場合があります。

② 認定調査

訪問調査員が訪問し、心身の状態や生活状況などについて聞き取り調査を行います。

③ 主治医意見書

主治医（かかりつけ医）に心身の状態についての意見書を作成してもらいます。

（主治医意見書の作成依頼は、市から主治医に直接行います）

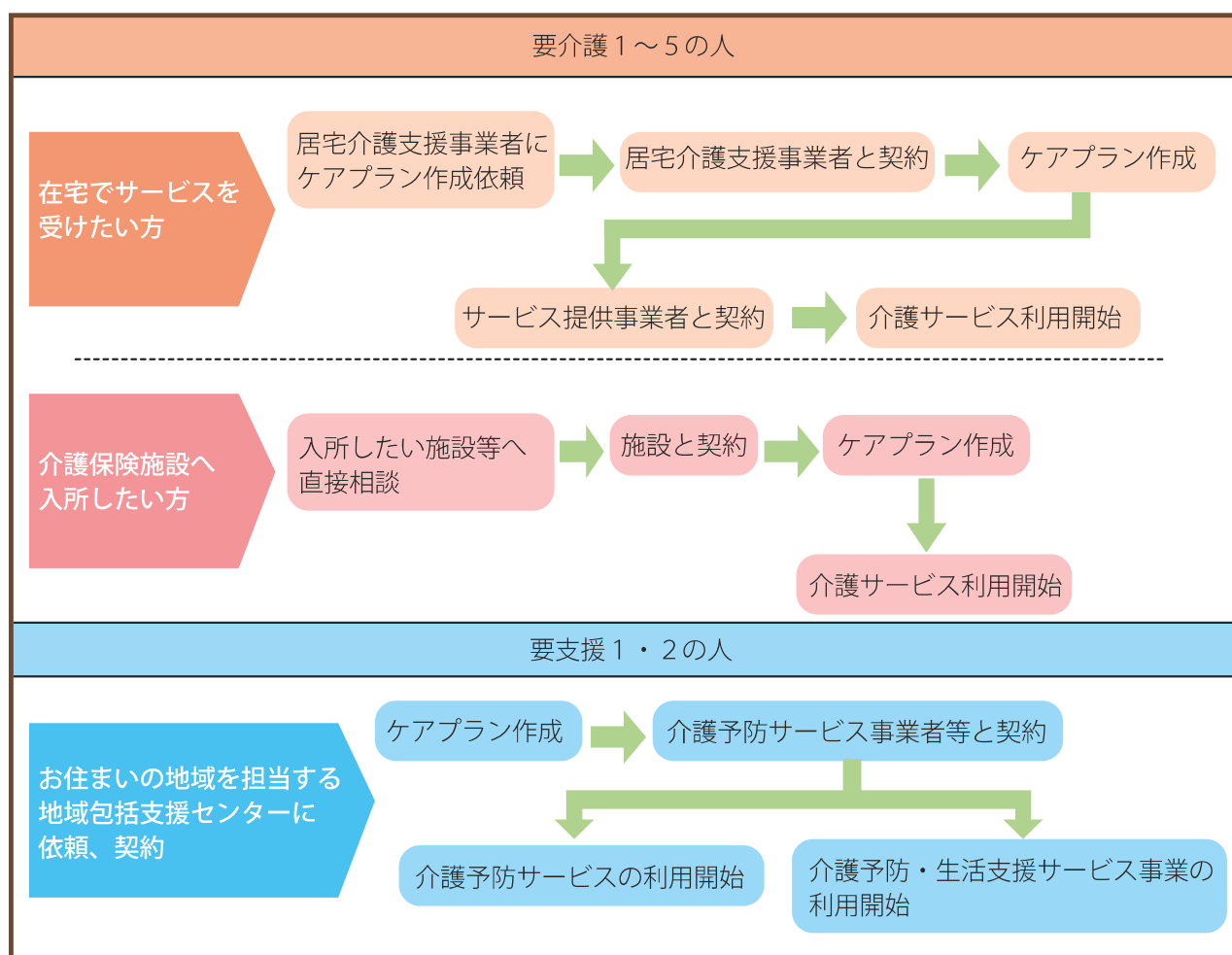
④ 一次判定・二次判定

全国共通のコンピューターソフトによる判定を行ったのち、認定審査会により介護や支援がどのくらい必要か審査・判定します。

⑤ 認定・結果通知

認定結果（要支援または要介護）を本人へ文書で通知します。（「非該当」となる場合もあります。）

⑥ サービスの利用



3 窓口

各区役所 保健福祉課介護保険担当（裏表紙の代表番号におかけください）

● 身体障害者手帳

身体障害者手帳（１級から６級）を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。指定医の診断書・意見書が必要です。

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳病変による運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（２９頁）

● 療育手帳

療育手帳（Ａ１からＢ２）を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。子ども総合センターまたは障害福祉センター（地域リハビリテーション推進課）での判定が必要です。

対象者

知的障害のある人

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（２９頁）

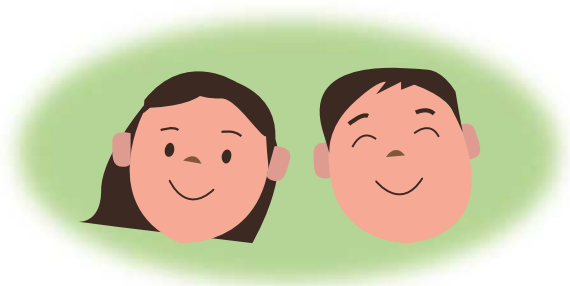
● 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（１級～３級）を所持することにより、障害の程度等に応じて様々な障害福祉制度を利用することができます。診断書等が必要です。

対象者

精神障害があり長期にわたり日常生活または社会生活への制限のある方

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（２９頁）



● 特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方に支給されます。所得制限有り。

月額 29,590円

※手当支給には申請が必要です。医師の診断書（有料）が必要な場合があります。

※施設に入所している場合でも、施設の種類によっては支給対象になる場合があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 障害児福祉手当

身体または精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の方に支給されます。所得制限有り。

月額 16,100円

※手当支給には申請が必要です。医師の診断書（有料）が必要な場合があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 特別児童扶養手当

政令に規定する身体または精神の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。所得制限有り。

月額 重度の障害のある子ども 1人につき 月額56,800円

中度の障害のある子ども 1人につき 月額37,830円

※手当支給には申請が必要です。医師の診断書（有料）が必要な場合があります。

窓口 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（29頁）

● 児童扶養手当

父（母）と生計を同じくしていない、又は父（母）が重度の障害者である児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、一定の障害を有する場合は20歳未満）の母（父）、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。所得制限有り。

所得に応じて月額46,690円から11,010円

※対象児童2人目以降は加算あり

窓口 各区役所 子ども・家庭相談係（裏表紙の代表番号におかけください）

● 障害基礎年金

国民年金加入期間中に初めて診療を受けた病気やけが、または、20歳前に診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方に支給します。ただし、国民年金加入中に初めて診療を受けた方については、一定の保険料納付期間等が必要です。

区分	年金額（令和7年度）
1級	年額 1, 039, 625円
2級	年額 831, 700円

福
祉

窓口 各区役所 国保年金課（裏表紙の代表番号におかけください）

● 障害厚生年金

厚生年金加入期間中に初めて診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方に支給します。ただし、一定の保険料納付期間等が必要です。

名称	住所	電話	対象
小倉北年金事務所	小倉北区大手町13-3	583-8340(代)	門司区・小倉北区にお住まいの方
小倉南年金事務所	小倉南区下曾根一丁目8-6	471-8873(代)	小倉南区にお住まいの方
八幡年金事務所	八幡西区岸の浦一丁目5-5	631-7962(代)	若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区にお住まいの方

